

ネイチャーポジティブビジョン

わが国が構築すべき独自戦略（上編）



Dejima
Intelligence
東京農工大学

Dejima Intelligence 株式会社

コンサルティンググループ

2026/8

「Nature Positive Insight」の刊行にあたって

— 自然資本を、開示の対象から意思決定の基盤へ —

気候変動、生物多様性、水資源、土地利用など、自然環境をめぐる問題は、

いまや原材料調達や事業継続、投融資判断を左右する経営上の最重要テーマとなっています。

こうした背景のもと、東京農工大学は学長ビジョンにおいて「自然資本」を中核的な教育研究領域に

位置づけました。この大学が培った学術的知見と、企業や自治体が抱える現場の課題を接続し、

自然資本の社会実装を担う事業主体が、Dejima Intelligence 株式会社です。

当社は、その取り組みの一環として本レポートを刊行いたします。

シリーズ第一弾となる本稿では、「わが国に適したネイチャーポジティブのあり方」を考察します。

TNFD 等を参照した情報開示が広がる一方で、

次なる段階として求められているのは、自然との関係を固有の「場所」に即して把握し、

重点地域での具体的施策、成果指標、資金配分へとつなぐ「実装」にほかなりません。

しかし日本には、里山に代表される二次的自然や、管理不足（アンダーユース）、小規模で分散した

土地所有、さらには豊かな沿岸生態系など、欧米主導のルールとは異なる独自の条件が存在します。

本レポートでは、上編でこれらの特性を踏まえた「日本型ネイチャーポジティブ」の

基本的な設計思想を提示します。

続く下編では、KPI 設定、ガバナンス、MRV、実装ロードマップへとより実践的に展開していきます。

本稿が、企業や自治体、金融機関、大学、そして地域をつなぐ架け橋となり、

自然資本経営の実装に向けた確かな指針となれば幸いです。

1. 問題設定—「開示先進国」から「実装先進国」へ

1.1 開示は進んだ。では、経営判断は変わったか

わが国では、サステナビリティ情報開示の制度化が進むとともに、TNFD（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures：自然関連財務情報開示タスクフォース、以下「TNFD」）提言を参照した自然関連情報開示に取り組む企業が増加している。TNFD は、企業や金融機関に対し、自然への依存と影響、そこから生じるリスクと機会を、ガバナンス、戦略、リスク・影響管理、指標と目標の枠組みで把握し、開示することを求めている¹。わが国では、企業の参加姿勢や政策支援の面で高い関心が示されてきたが、これは、自然資本を経営課題として認識する入口として重要である。しかし、参加企業数や開示件数が多いことと、自然関連リスクを実際の経営判断へ反映できていることは同義ではない。

熊本で開催された「Global Nature Positive Summit 2026」においても、日本企業による TNFD 対応の広がりや国際的に評価された一方、複数の登壇者から、開示件数の多さと自然状態の改善とは区別すべきであるとの問題意識が示された。金融機関からは、企業の移行計画を比較・評価するための共通データと標準的な指標が不足していることが指摘され、事業会社からは、全社目標を原材料の生産地や地域の管理現場における具体的行動へ変換することが最も難しいとの発言があった。

したがって、TNFD 対応の次段階では、開示の形式的充実よりも、重点地域、現場施策、管理主体、成果指標および資金配分の接続が問われようとしている。

¹ Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (2023) , *Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures*, Version 1.0, September 2023.

ただ、現段階の開示に定性的な記述が多いこと自体を、ただちに問題とみなすべきではない。自然関連データは気候関連データ以上に分散しており、企業がすべての拠点、調達地域、バリューチェーンを一度に高精度で把握することは現実的ではない。問題は、自社の拠点・調達地域における自然への依存・影響を概括的に把握する初期的なスクリーニングが、その後のデータ整備、重点地域の特定、投資判断、調達方針、自然再生施策、効果検証へ接続されない場合に生じる。開示が年次報告書の特定の章として完結してしまい、事業部門や投資委員会の意思決定から切り離されるならば、ネイチャーポジティブは実装に至らないだろう。

企業実務で不足しがちなのは、自然状態、事業活動、財務影響、対応策、成果指標の間にある因果関係への洞察である。たとえば、水資源への依存が高い企業であれば、単に水リスクが高いと記述するだけでは不十分である。どの流域で、どの季節に、どの程度の需給逼迫が生じ、上流の森林管理や農地利用が水量・水質へどのように影響し、それが操業停止、処理費用、調達価格、地域との対立へどう伝播するのかを示す必要がある。この因果連鎖が明確になって初めて、対策の優先順位と投資額が議論できる。

自然関連課題を企業活動との関係で理解するには、自然状態の変化から経営上の影響に至る経路に段階を区分して捉えることが有効である。まず、森林、水域、土壌、生息地等の状態が変化する。次に、それに伴って、水の供給・浄化、土壌保持、受粉、災害緩和等の生態系サービスが変化する。さらに、その変化が、原材料の供給量・品質、取水可能量、操業条件、設備の安全性、許認可、地域社会との関係等を通じて企業活動へ影響する。これらが調達費用、操業停止、追加設備投資、資産価値、売上、資金調達条件等の経営・財務上の影響として現れる。最後に、企業は、影響の回避・低減、調達先との協働、自然再生、設備対応等の施策を選択し、その進捗と成果を指標によって把握することになる。

もともと、これらの関係は必ずしも単純な一方向の経路ではなく、地域、生態系、事業特性、時間軸によって異なる。また、生態系状態の変化と財務影響との間には、複数の要因や時間差が介在する。このため、自然状態の改善額を直ちに企業価値へ換算するのではなく、どの経路について観測データがあり、どの部分が仮説または推計であるかを区別して示すことが重要である。

1.2 自然リスクは「どこで起きるか」で決まる

自然関連課題の大きな特徴は、場所（地域）依存性が高いことである。同じ業種、同じ生産量、同じ技術を用いる事業であっても、流域、水ストレス、生息地の希少性、保護地域との近接性、周辺の土地利用、地域住民の管理慣行によって、自然への影響と事業リスクは大きく異なる。したがって、業種別の一般情報だけでは、自社固有の重要性を判断できない。ENCORE²等のツールは、経済活動と生態系サービスの依存・影響関係を把握する入口として有用である。しかし、そこで示されるのは主としてセクター単位の潜在的関係であり、個別工場、農地、鉱山、物流拠点、調達地の状態を直接評価するものではない。一般論をスクリーニングに用いた後、拠点座標や調達地域と、保護地域、水文、土地被覆、生息地、地域社会の情報を重ね、優先地域を絞り込む必要がある。

場所に基づく分析は、単に評価精度を高めるためだけのものではない。企業がどの地域へ資金と人材を配分するか、どの取引先と協働するか、どの地域で現地調査を行うかを決めるための基礎となる。また、投資家にとっても、企業が自然関連課題を一般論として扱っているのか、重点地域を具体的に把握し、対策を実行しているのかを見分ける重要な判断材料となる。熊本での議論は、場所に基づく分析の必要性を具体的に示した。地下水は市民生活、農業、飲料産業、観光および半導体産業を共通して支える一方、そ

² ENCORE (Exploring Natural Capital Opportunities, Risks and Exposure) とは、企業の経済活動と自然との関係を分析するためのオンラインツールであり、業種・生産プロセスごとに、自然資本や生態系サービスへの依存および自然に対する影響を可視化するものである。

の採取と涵養は個別企業の敷地内では完結しない。自治体、農業者、企業、地域金融機関等が流域全体の水収支を共有し、採取量と涵養量の均衡を管理する必要がある。企業が自社の使用水量だけを削減しても、当該流域の水循環や生態系が改善しなければ、地域としてのネイチャーポジティブにはつながらない。このことは、企業評価の単位を法人単位から事業拠点・調達地域・流域単位へ移す必要性を示している。

2. 欧米では自然価値をどう「事業のルール」にしているか

2.1 「自然を減らさない」から「増やす」へー英国 BNG³

イングランドでは、2024 年から一定の例外を除き、開発による生物多様性価値を開発前より少なくとも 10% 増加させる生物多様性ネットゲインが義務化された⁴。開発前の生息地の種類、状態、戦略的重要性等を指標化し、オンサイトでの改善、オフサイトの生物多様性ユニット、最終手段として法定クレジットを組み合わせる。重要なオンサイトおよびオフサイトの生息地は、原則として少なくとも 30 年間維持・管理される。

この制度の意義は、生物多様性を一つの普遍的数値へ完全に還元したことではない。生息地の代替が困難であること、造成までの時間、空間的距離等を反映する係数を用い、損失回避を優先するミティゲーション・ヒエラルキー⁵を前提としている。重要なのは、開発計画、土地管理契約、行政審査、モニタリングを同一の測定枠組みで接続した点である。企業にとっては、将来の自然関連要求が方針を開示したかではなく、約束した改善が実現したかへ移る可能性を示している。

³ BNG は“Biodiversity Net Gain”の略

⁴ Department for Environment, Food & Rural Affairs, “Biodiversity Net Gain,” “Understanding Biodiversity Net Gain,” and “Enter a Legal Agreement for Biodiversity Net Gain.”

⁵ ミティゲーション・ヒエラルキー（mitigation hierarchy）とは、開発事業等による生物多様性への負の影響に対し、①影響の回避、②回避できない影響の最小化、③損なわれた生態系の回復・再生、④なお残る影響の代償、という順序で対策を講じる考え方をいう。

2.2 自然再生を市場につなぐー米国ミティゲーション・バンキング

米国では、湿地や河川等への回避不能な影響を補償するため、復元、創出、機能向上、一定の場合の保全によってクレジットを生み出すミティゲーション・バンクが長年運用されてきた⁶。バンクは、規制当局との正式な合意、管理計画、性能基準、長期管理、財務的担保等を備え、クレジットの発行は生態系機能の達成状況と結び付けられる。

この制度の教訓は、市場が成立するためには、需要側の義務だけでなく、供給側の品質条件が不可欠だということである。追加性、永続性、リーケージ、モニタリング、失敗時の責任、土地権利の安定性が定義されなければ、クレジットは単なる寄付証明やイメージ商品となる。わが国で自然・生物多様性クレジットを形成する場合も、何を改善したのか、その改善は従来シナリオと比べて追加的か、誰がどの期間管理し、失敗時に誰が責任を負うのかを明確にしなければならない。

2.3 生物多様性クレジットは新市場になるのか（期待と慎重論）

生物多様性クレジットは、自然再生や保全の成果を測定・検証し、資金提供者が購入できる単位として表現する構想である。国際機関、政府、金融機関、標準化団体が原則や方法論を検討しているが、市場規模の予測には大きな幅があり、制度化された大市場が完成しているとは言い難い。したがって、将来の巨大市場として確定的に扱うのではなく、需要用途と品質基準が形成途上にある実験的市場として理解することが妥当である。

特に注意すべきは、クレジットを自社の重大な自然損失の安易な相殺に用いることである。場所固有性が高い生物多様性では、遠隔地での改善が事業地で失われた生態系を同等に代替するとは限らない。高品質

⁶ U.S. Environmental Protection Agency, “Mitigation Banks under Clean Water Act Section 404” and “Avoidance, Minimization and Compensatory Mitigation under Clean Water Act Section 404.”

な市場設計では、回避、最小化、現地回復を優先し、クレジット購入は残余影響または地域への追加貢献に限定することが望ましい。市場の量的拡大よりも、主張の明確性と信頼性を先行させる必要がある。

2.4 自社の自然リスクを「地図」で把握する

InVEST⁷は、土地利用・被覆、地形、気候、生息地情報等を用いて、生息地の質、水質浄化、土壌保持、炭素貯留、受粉、沿岸防護等の生態系サービスを空間的に評価するオープンソースのモデル群である。企業の拠点・調達地データと組み合わせることで、どの地域で依存・影響・リスクが大きいかを比較する基盤となる。

もっとも、モデル出力は観測事実そのものではない。入力データ、係数、空間解像度、対象生態系への適合性によって結果は変化する。わが国で実務利用するには、里地里山、湿田、人工林、竹林、ため池、藻場等に関する国内研究を用いたパラメータ調整と、現地調査による検証が不可欠である。衛星解析だけでも、生態学研究だけでも、企業意思決定へ十分な情報を提供できない。両者を統合する仕組みにこそ事業機会がある。

3. なぜ欧米モデルをそのまま日本に持ち込めないのか

3.1 日本の自然は「手を付けない」だけでは守れない

⁷ InVEST (Integrated Valuation of Ecosystem Services and Tradeoffs) とは、土地利用や管理方針等の変化が、生態系サービスの供給に及ぼす影響を地理空間的に定量化・可視化するための、無償かつオープンソースのモデル群をいう。詳細は下記を参照

Natural Capital Project, *InVEST: Integrated Valuation of Ecosystem Services and Tradeoffs*.

わが国の生物多様性は、知床や小笠原のような原生的自然だけでなく、人間活動と長期的に共存してきた里山に支えられている。水田、畦畔、水路、ため池、草地、雑木林がモザイク状に配置された景観は、多様な生息環境を生み、季節的な耕作、草刈り、落ち葉かき、間伐等の攪乱に適応した生物を育んできた。したがって、わが国では、「手を付けない＝自然度が高い」という尺度が単純には当てはまらない。管理を止めれば森林遷移が進み、草地性の植物や昆虫が減少する場所がある一方、過度な伐採、農薬、乾田化、河川改修は別の損失を生む。評価すべきなのは人為の有無ではなく、その土地の目標生態系に対して管理の強度、頻度、時期が適切か、そして生物群集や生態系機能が改善しているかである。

3.2 「使いすぎ」だけでなく「使わなさすぎ」が自然を壊す

欧米の環境政策では、都市開発、農地拡大、資源採掘など、開発や資源の過剰利用による生態系劣化への対応が中心となりやすい。わが国においても、こうした過剰利用、すなわちオーバーユースへの対応は引き続き重要である。一方、農山漁村では、人口減少や担い手不足に伴う管理の縮小・停止、すなわちアンダーユースによる自然環境の劣化も同時に進行している。したがって、わが国の課題は、人による利用を一律に抑制することではなく、過剰利用と利用不足の双方を避け、それぞれの生態系に適した管理強度を回復することにある。この問題への対応は、保護区域を指定するだけでは不十分である。管理労働、地域経済、担い手、機械、交通、所有権・利用権調整を一体的に設計しなければ、自然再生は継続しない。

ネイチャーポジティブ事業は環境施策であると同時に、地域の土地管理インフラを再構築する事業として捉える必要がある。企業資金を地域へ投入する場合も、単発の植樹や清掃活動ではなく、複数年の管理体制と地域の収入機会へ接続することが重要である。

3.3 一社・一筆では解けない―地域単位で自然を捉える

一方で、わが国の森林や農地は、一筆当たりの面積が小さく、所有主体も多数に分散している。このような土地所有構造に、所有者の把握が困難な土地や境界未確定地の存在が重なることで、合意形成、契約、測定および管理に要する取引費用が増大する。先述のイングランドのオフサイト BNG や米国のミテイゲーション・バンキングにみられる、比較的大規模な土地を一体的に管理する事業モデルをそのまま適用すると、取引費用が高くなり、個々の土地所有者が市場へ参加できない。また、生物多様性は一筆の土地だけで完結せず、流域、生態系ネットワーク、野生生物の移動経路等の面的連続性に左右される。

したがって、プロジェクトの対象範囲は、一筆ごとの土地ではなく、集落、流域、里山景観、沿岸域など、生態系の連続性と管理主体の関係を考慮した面的な単位として設定することが合理的である。地域金融機関、農協、森林組合、漁協、自治体、中間支援組織が取りまとめ役（アグリゲーター）となり、契約、データ、資金、モニタリングを束ねる必要がある。ここで重要なのは、アグリゲーションを単なる案件の取りまとめと考えることである。土地管理の合意形成、利益配分、データ権利、失敗時の是正を統合するガバナンス機能が必要となる。

3.4 海を「炭素」だけで評価しない—日本の沿岸資本の可能性

他方で、わが国は長い海岸線を有し、藻場、干潟、塩性湿地、サンゴ礁等の多様な沿岸生態系を抱える。これらは炭素吸収・貯留だけでなく、稚魚の生育場、水質浄化、波浪緩和、観光、文化的価値を提供している。ブルーカーボン制度が企業資金を沿岸再生へ導く入口となりつつあることは、わが国にとって重要な機会である。

一方で、炭素量だけを成果指標にすると、生物多様性や地域漁業への影響を取り逃す可能性がある。単一種の造成、外来種の利用、適地でない場所への移植は、炭素量を増やしても生態学的には望ましくない

場合がある。わが国が目指すべきは、炭素、種の多様性・生息地、水質、防災、漁業生産、地域参加を統合評価する沿岸自然資本モデルである。

4. 日本型ネイチャーポジティブをどう実装するか—5つの柱

日本型とは、国際原則を弱める特例ではない。ミティゲーション・ヒエラルキー、追加性、永続性、透明性、第三者検証といった原則を維持しつつ、何を改善と定義するか(4.1)、どの空間単位で誰が実装するか(4.2)、その成果をどのように測定・検証するか(4.3)、さらに日本の自然特性をどの領域で生かし(4.4)、どのように社会実装へ展開するか(4.5)を、わが国の自然・社会条件に合わせて精密化することである。本稿では、これらを五つの柱として整理する。

4.1 「何をしたか」ではなく「自然がどう変わったか」を測る

第一の柱は里山、湿田、草地、人工林、竹林、ため池等について、管理行為と生態系成果の関係を評価できる指標体系が必要である。単純な植生量や緑被率だけでは、遷移の進行や単一樹種化を改善と誤認する可能性があるため、景観モザイク、生息地の連結性、植生構造、指標種⁸、水環境、管理履歴を組み合わせなければならない。

評価の起点となるベースラインは、現在時点の状態だけでなく、過去五年から十年程度の土地被覆、植生季節性、水域変化、管理履歴を可能な範囲で復元することが望ましい。成果指標は、生息地状態、指標種・機能群、連結性、水質・水量、炭素等を目的別に設定し、管理を行わない場合の劣化シナリオと比較して追加的改善を評価する。衛星やドローンは広域変化の把握に有効であるが、定点調査や環境DNA等による校正が必要である。

⁸ 生態系や生息環境の状態を把握するために、その生息・出現状況や個体数等を継続的に観測する対象として選定する生物種をいう。環境条件や管理方法の変化に対する反応を通じて、生態系の状態や改善状況を評価する手掛かりとして用いられる。

4.2 点ではなく面で動かす一地域を一つの実装単位に

第二の柱は、小規模・分散した土地を地域単位で束ねるプラットフォームの必要性である。個別農家や小規模所有者が単独で認証費用を負担するのではなく、共通のベースライン、管理計画、データ基盤、検証手続きを用いることで、取引費用を下げ、面的な生態系ネットワークを改善できる。

熊本の地下水保全は、地域単位のプラットフォームの先行例として位置づけることができる。自治体が条例、データ、企業立地および地域調整を担い、飲料企業が水源涵養と長期的な森林管理を行い、地域金融機関が雨庭等のグリーンインフラや水源再生への資金循環を検討する構造である。ここで重要なのは、各主体が個別に環境活動を実施することではなく、地域全体として地下水の採取量、涵養量、自然状態、産業成長を共通の枠組みで管理することである。地域プラットフォームには、参加者を集める機能だけでなく、共通ベースライン、役割分担、費用負担、データ共有、成果検証を設計するガバナンス機能が必要となる。

地域金融機関は融資と地域企業の接続、農協・森林組合・漁協は参加者の取りまとめ、自治体は公的データと土地利用計画、大学は方法論と検証、民間事業者はデータ処理とレジストリを担う。資金源はクレジット販売だけに依存すべきではない。企業版ふるさと納税、自治体事業、サプライチェーン投資、金融商品の金利優遇、地域企業の協賛等を組み合わせることで、長期的な管理資金を安定させる必要がある。

4.3 測れなければ経営判断できない一低コスト MRV⁹の構築

第三の柱は、自然資本評価を一部の大企業だけが利用できる高額サービスにしないため、公開衛星、行政オープンデータ、企業の位置情報、現地調査を統合する標準ワークフローの整備の必要性である。

⁹ MRV (Measurement, Reporting and Verification) とは、環境施策やプロジェクトの成果について、所定の指標に基づき測定し、その結果を一定の基準に従って報告するとともに、第三者等がデータや算定方法の妥当性を検証する一連の仕組みをいう。

AI は、土地被覆分類、変化検出、異常箇所の抽出、優先調査地点の選定に有効であるが、最終的な生態学的解釈は専門家が担うべきである。

重要なのは、ブラックボックス型の総合点を提示することではない。使用データ、仮定、解像度、不確実性、更新日を明示し、経営者や投資家が根拠を追跡できるようにすることである。企業が拠点座標や調達地域を入力すると、保護地域との近接性、水・森林・生息地への依存、過去の土地利用変化、将来シナリオ、推奨現地調査が示される仕組みは、自然関連評価の入口を大幅に下げる可能性を持つ。

4.4 ブルーカーボンの先へー沿岸価値を複眼的に測る

第四の柱は、藻場・干潟等の再生事業について、炭素クレジットと生物多様性貢献を二重計上せずに統合表示する方法の必要性である。炭素吸収量は一つの価値として維持しつつ、生息場機能、種多様性、水質、波浪低減、漁業資源、地域管理を別軸で評価する。

企業の購入目的も、排出量相殺、自然貢献、地域連携、サプライチェーン強靱化に区分しなければならない。同一プロジェクトが複数価値を生むことは積極的に示すべきであるが、同じ成果を複数の環境主張へ重複使用してはならない。価値の複合性と主張の分離を同時に実現する設計が必要である。

4.5 まず国内で証明し、アジアへ展開する

最後の第五の柱は、最初から国際標準化を掲げるのではなく、国内の複数生態系で実証し、方法論の再現性と限界を公開することの重要性である。里山、水田、人工林、都市緑地、藻場等でパイロットを行い、共通部分と生態系固有部分を分ける。その上で、TNFD の場所に基づく評価、国際的な生物多様性クレジット原則、各国の自然関連政策と接続する。わが国の優位性は、わが国だけに通用する特殊なルールを構築することにあるのではない。日本を含む東アジアおよび東南アジアには、小規模農業、人の継続的な働きかけによって維持されてきた二次的自然、高い人口密度、沿岸域の利用、地域共同管理といった共

通する条件がみられる。わが国で構築した方法論を、こうした共通性を有する地域にも応用可能なモデルとして提示できる点に、国際的な意義がある。国内実証を英語で発信し、データ仕様、検証手順、失敗事例まで共有することが、国際議論での信頼につながる。

<欧米モデルと日本型モデルの設計比較>

論点	欧米で一般的な設計	わが国で求められる設計
保全思想	開発影響の回避・復元、原生的自然の保護	二次的自然では継続管理と適度な利用も成果として評価
主な劣化要因	土地転換、開発圧力、過剰利用	放棄、担い手不足、管理停止によるアンダーユースを含む
事業単位	大規模土地、単一事業者	集落、流域、里山景観、沿岸湾等の地域単位
測定	標準生息地分類と規制制度に基づく指標	国内生態系データによる補正、衛星と現地調査の併用
長期性	法的義務、長期契約	土地権利、担い手、地域経済を含む管理継続性
海洋	陸域・湿地中心	炭素、生物多様性、漁業、防災、地域参加の統合

(出所) 各種資料をもとに Dejima Intelligence 作成

下編

第5章 自然資本を「環境活動」から「経営管理」へ

第6章 どこから始めるかー30 か月で実装へつなぐロードマップ

第7章 自然資本インテリジェンス基盤という新たな役割

おわりにー開示の次に、企業に求められること

【参考文献】

1. Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (2023) , *Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures*, Version 1.0, September 2023.
2. Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (2023) , *Guidance on the Identification and Assessment of Nature-related Issues: The LEAP Approach*, Version 1.0.
3. Department for Environment, Food & Rural Affairs, “Biodiversity Net Gain,” updated guidance.
4. Department for Environment, Food & Rural Affairs, “Understanding Biodiversity Net Gain.”
5. Department for Environment, Food & Rural Affairs, “Enter a Legal Agreement for Biodiversity Net Gain.”
6. U.S. Environmental Protection Agency, “Mitigation Banks under Clean Water Act Section 404.”
7. U.S. Environmental Protection Agency, “Avoidance, Minimization and Compensatory Mitigation under Clean Water Act Section 404.”
8. Natural Capital Project, *InVEST: Integrated Valuation of Ecosystem Services and Tradeoffs*.
9. 環境省・農林水産省・経済産業省・国土交通省（2024）『ネイチャーポジティブ経済移行戦略』
10. 環境省（2025）『ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025–2030 年）』
11. 環境省（2023）『生物多様性国家戦略 2023–2030』